

子牛登記取扱方法

[H16. 1. 22制定、H16. 4. 1施行H22. 5. 12改正施行、H24. 3. 23改正・H24. 7. 1施行、H26. 6. 10一部改正・H26. 7. 1施行、H27. 6. 5一部改正・H27. 7. 1施行、R3. 6. 8 改正、R3. 7. 1 施行]

改 正	旧
<p>(第1条は省略)</p> <p>(交配等に係わる事項)</p> <p>第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならない。</p> <p>2 共通条件としては、以下を満たすもの。</p> <p>(1) 交配又は採卵される雌牛は、本会の登録（登記）牛であるもの。</p> <p>(2) 交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。</p> <p><u>(3) 家畜改良増殖法に定められた書類については、その様式に従って発行されていること。また、交配に使用される精液や移植される受精卵は、法令に基づき適正に生産並びに使用、流通したものであること。</u></p> <p>3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。</p> <p>(1) 人工授精</p> <p>① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。<u>精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。</u></p> <p>② 家畜人工授精師により、授精証明書（家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付）が発行されたもの。<u>また、授精証明書は授精の度に速やかに発行され、受胎までに要した授精証明書は全て保管されていることを原則とする。</u></p> <p>なお、自家授精の場合も同様とする。</p> <p>(2) 自然交配</p> <p>① <u>種付証明書が発行されたもの。また、受胎までの全ての種付について記録の追記または種付証明書の発行がされ、保管されていることを原則とする。</u></p> <p>(3) 雌雄混牧</p> <p>① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。</p> <p>② 種付された種雄牛が確認できるもの。</p> <p>③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの</p> <p>4 受精卵産子（以下、「ET産子」という。）については、以下のとおりとする。</p> <p>受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書（体内（外）受精卵移植証明書には体内（外）受精卵証明書又は体内（外）受精卵採取（生産）に関する証明書を添付すること）があるもの。</p>	<p>(第1条は省略)</p> <p>(交配等に係わる事項)</p> <p>第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならない。</p> <p>2 共通条件としては、以下を満たすもの。</p> <p>(1) 交配又は採卵される雌牛は、本会の登録（登記）牛であるもの。</p> <p>(2) 交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。</p> <p>3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。</p> <p>(1) 人工授精</p> <p>① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。</p> <p>② 家畜人工授精師により、授精証明書（家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付）が発行されたもの。なお、自家授精の場合も同様とする。</p> <p>(2) 自然交配</p> <p>① 種付証明書が発行されたもの。</p> <p>(3) 雌雄混牧</p> <p>① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。</p> <p>② 種付された種雄牛が確認できるもの。</p> <p>③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの。</p> <p>4 受精卵産子（以下、「ET産子」という。）については、次のとおりとする。</p> <p>受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書（体内（外）受精卵移植証明書には体内（外）受精卵証明書又は体内（外）受精卵採取（生産）に関する証明書を添付すること）があるもの。</p>

改 正	旧
<p>(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの</p> <p>1) 体内(外) 受精卵生産</p> <p>① ドナーの遺伝子型検査 ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくても、その産子の登記を認める。</p> <p>② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。<u>精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。</u></p> <p>③ <u>ドナーの所有者は、受精卵生産時の人工授精に関して授精証明書の発行を受けて保管し、協会から指示があった場合、授精証明書を提出しなければならない。なお、授精証明書は授精後5年間保管すること。</u></p> <p>2) と場卵生産</p> <p>① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。</p> <p>② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。</p> <p>③ ドナーは個体確認(鼻紋)のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したものの。</p> <p>④ ドナーは登録牛であるもの。</p> <p>(2) 移植</p> <p>① レシピエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。</p> <p>② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。</p> <p>③ 追い(重ね)移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い(重ね)移植で父牛が同じ場合は認める。</p> <p>④ レシピエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できない場合は、受精卵移植証明書の体内(外)受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。</p> <p>(第3条から第9条は省略)</p> <p>第10条 本取扱方法は令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>(1) 受精卵生産は以下のいずれかのもの。</p> <p>1) 体内(外) 受精卵生産</p> <p>① ドナーの遺伝子型検査 ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくても、その産子の登記を認める。</p> <p>② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。</p> <p>2) と場卵生産</p> <p>① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。</p> <p>② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。</p> <p>③ ドナーは個体確認(鼻紋)のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したものの。</p> <p>④ ドナーは登録牛であるもの。</p> <p>(2) 移植</p> <p>① レシピエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。</p> <p>② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。</p> <p>③ 追い(重ね)移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い(重ね)移植で父牛が同じ場合は認める。</p> <p>④ レシピエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できない場合は、受精卵移植証明書の体内(外)受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。</p> <p>(第3条から第9条は省略)</p> <p>第10条 本取扱方法は平成24年7月1日から施行する。</p>